

(東京新聞 1月14日記事 元配偶者の口座に入金された給付金を話し合
いで解決するようにとされたが実現していない例多数。離婚直後の元夫婦
が現実的に話し合いができず子どもが不利益を被る事例 赤石千衣子)

昨年9月以降に離婚 ひとり親に10万円届かず

元配偶者の口座に入金

政府が進める十八歳以下の子どもへの十
万円相当給付を巡り、昨年九月以
降に離婚した世帯では、子どもを實際
に育てているひとり親ではなく、元配
偶者の口座に入金されたという報告が
ひとり親の支援団体に相次いでいる。
立憲民主党は四万人以上の子どもに給
付が届いていないと試算しており、関
係者から救済策を求める声が出てい
る。(我那覇圭、大野暢子)「クーポ
ンの自治体」ケタ③面

報告相次ぎ「救済策を」

十
万円相当給付は新型コ
ロナウイルスの感染拡大を
受け、政府が昨年十一月に
閣議決定した経済対策に盛
り込まれた。一定の所得を
下回る世帯の子ども一人に
現金十万円を給付するか、
現金五万円と五万円相当の
クーポン券をそれぞれ給付
するかを自治体が決める。
政府は現金の一部を昨年
内に給付するよう自治体に
要請。事務手続きを迅速に
進めるため、中学生以下の
子どもに現金を支給する既

10万円相当給付を受けられないひとり親らの声	状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶9月末に離婚して、元夫に支払われる。支払先変更もできないと(自治体)に言われた ▶12月中旬に離婚し、相手の口座に入り、受け取れない ▶家庭内暴力(DV)で別居し、離婚調停中だが、夫に振り込まれた ▶(離婚調停中で)夫に振り込まれた。ギャンブルなどで使い切ったようだ
	予定していた使途	<ul style="list-style-type: none"> ▶子どもの机、ベッド、暖房器具、温かい布団 ▶長男の中学の制服購入 ▶養育費をもらっていないため、生活費の補填(ほてん) ▶学用品やクリスマスプレゼント
	心境	<ul style="list-style-type: none"> ▶居所すら分からない夫に振り込まれるのは納得がいかない ▶離婚調停が長引き、現状シングルマザーなのに何も受け取れず、苦しい

※しんぐるまざあず・ふぉーらむの調査結果を基に作成

ではなかったが、迅速性を優先した」と釈明。昨年末に自治体を通じ、離婚した夫婦で給付の使途などを話し合うよう呼び掛けた。自治体には、国の交付金を使い、給付が受け取れなかったひとり親に現金を渡す代替策も提示している。

ひとり親を支援するNPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」にも昨年十二月以降、「自治体の窓口で給付できないと言われた」という声が複数寄せられている。事務局の小森雅子さんは「新型コロナウイルスが蔓延している人々を助ける目的の給付だが、離婚直後の最も苦しい時期に支援が得られていないケースが相次いでいる。政府は救済策を検討してほしい」と訴えている。